

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業のお知らせ

嘉手納町では、小児慢性特定疾患児の日常生活の便宜を図ることを目的に、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業を実施いたします。

☆ 対象者 ☆

- ・ 嘉手納町内にお住まいの方
- ・ 小児慢性特定疾患受給者証の交付を受けている方
- ・ 児童福祉法及び障害者自立支援法の施策の対象にならない方
- ・ 在宅での療養が可能な方で、日常生活用具の給付を必要とする方



☆ 用具の種目 ☆

便器	特殊マット	特殊便器	特殊寝台
歩行支援用具	入浴補助用具	特殊尿器	体位変換器
車いす	頭部保護帽	電気式たん吸引器	クールベスト
紫外線カットクリーム			

☆ 申請方法 ☆

町役場福祉課障害福祉係にて申請書を記入していただき、以下の必要書類を提出していただきます。

～必要書類～

- ① 住民票謄本
- ② 世帯全員の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し
- ③ 給付を受けようとする用具の見積書
- ④ 小児慢性特定疾患医療受給者証の写し
- ⑤ 印鑑

☆ 用具支給の決定 ☆

当該児の身体の状況、介護の状況、経済状況等を調査し、福祉課障害福祉係が給付の決定をいたします。

☆ 費用の負担 ☆

収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担することになります。

☆ 注意事項 ☆

- ・ 申請は必ず事前に行ってください。購入後の申請はできません。
- ・ 詳細については、障害福祉係へお問い合わせください。

福祉課障害福祉係
TEL 098-956-1111
(内線126)

